

京都教育大学教員免許状更新講習講習料規則

平成21年 3月30日 制定

平成30年 3月27日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この規則は、京都教育大学教員免許状更新講習実施規則第5条の定めるところにより、京都教育大学（以下「本学」という。）が実施する教員免許状更新講習の講習料について必要な事項を定める。

(講習料の額)

第2条 講習料の額は必修、選択必修、選択の別にかかわらず、講習1時間当たり1,000円とする。

(講習料の徴収)

第3条 講習料は、受講申込書を受理するときに徴収することを原則とする。

(講習料の不徴収)

第4条 削除

(徴収の猶予)

第5条 受講者が所属する教育委員会及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。）から書面で受講者に代わり講習料を納付する旨の申し出があった場合で、本学が適当と認めた場合は徴収を猶予することができる。

(既納の講習料の返還)

第6条 既納の講習料は、次の各号のいずれかに該当する場合、納付した者の申し出により講習料を返還する。

- 一 受講申込者が受講無資格者であった場合 事務手数料を控除した額
- 二 受講申込者の責による書類の不備により申込みができなかった場合 事務手数料を控除した額
- 三 受講申込みをしていない者が講習料を納付した場合及び重複して講習料を納付した場合 事務手数料を控除した額
- 四 受講申込者が講習開始日の前日までに辞退を申し出た場合 事務手数料を控除した額
- 五 本学の事情により講習を中止した場合 当該講習に係る講習料の全額
- 六 その他上記各号以外で本学が受講を認めなかった場合 事務手数料を控除した額

2 事務手数料は一請求につき1,000円とする。

(雑 則)

第7条 この規則に定めるほか必要な事項は、教員免許状更新講習企画運営委員会で審議し学長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月5日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(講習料の額に関する経過措置)

2 第2条に規定する講習料の額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、本学の附属学校教員が受講する場合、講習1時間あたり500円とする。